

## …学校ファーム… 田植えを行いました

6月4日、学校応援コーディネーターの関根高義さん（御堂）の田において、東・西小学校5年生の児童31人が田植えを行いました。

これは教育委員会で行っているみどりの学校ファームの取組で、児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深め、情操や生きる力を身につけることを目的としたものです。

子どもたちは、歓声をあげ、楽しみながら苗を丁寧に植え付けました。また、当日は御堂地区の方々にご指導、ご協力いただいたおかげで、スムーズに田植えを終えることができました。



## 3連覇達成!!

### 安戸クラブヒーローズ

恒例になった「お父さんの甲子園」が、5月29日・30日の両日、長野県上田市を中心会場に開催されました。

安戸クラブヒーローズは3年連続優勝を目指し、三重県、長野県、埼玉県チームと戦い、次々と勝ち進み、見事3連覇達成しました。アルプスの山々に雪が残るすばらしい景色の中、選手は年齢を感じさせないプレーを発揮しました。

同クラブ監督の根岸敏夫さんは、「日頃からこの大会を目標に練習を重ね、健康維持にも努めています。県内唯一の村で、小学生、中学生、高校生、社会人が野球やバレーボールで活躍している東秩父。お父さんチームも少しもお手本になればと張り切っています。これからもスポーツを通じて、東秩父をアピールできるようお互い頑張りましょう。」と話されていました。



## 落合敏男さん優勝!!

### 第28回春季村民ゴルフ大会

第28回春季村民ゴルフ大会が、6月1日に東秩父村ゴルフ協会主催により小川カントリークラブを会場に男子49名、女子8名の57名の参加で盛大に開催されました。

当日は初夏のさわやかな空気のなか、日頃から鍛え抜かれた腕を競い合いました。大会は新ペリヤ方式で実施され、優勝は落合敏男さん、準優勝は高田光郎さん、第3位は梅澤栄一さんでした。なお、ベストも落合敏男さんの75(34・41)でした。



## 国民年金免除制度

国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、申請して所得審査で承認された場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

### 「保険料免除制度」

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付」・「半額納付」・「4分の3納付」の4段階の免除があります。役場国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して、承認を受けるとその期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

### 「若年者納付猶予制度」

30歳未満の方に限り利用できる制度です。役場国民年金窓口へ申請し、年金事務所まで前年の所得などを審査して承認を受けるとその期間の納付が猶予されます。

どちらの承認期間も7月から翌年6月までです。申請される方は、年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格証等を持参され、お早めにご手続きをお願いします。

秩父年金事務所 ☎0494-27-6561

役場住民福祉課 ☎82-1221

## 子どものしあわせのために

### ●児童扶養手当制度

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害があり、その子どもを育てている方に支給される手当です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。手当の支給は子どもが18歳になった年の年度末（3月31日）までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給に制限があります。

### ●特別児童扶養手当制度

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。申請を受け付けた翌月分から手当の対象となります。

### 所得制限について

資格のある方は、所得にかかわらず申請できます。ただし、申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

住民福祉課 福祉担当 ☎82-1221